

共に歩いていく思いやりのまち 泉南市認知症条例

／ボクがナビゲートするよ！／



条例マスコットキャラクター

ともまる

地域を輪でつなぐために、みんなの思いやりの気持ちから生まれた。体の輪は、自由に形を変えられる。名前の由来は、条例名の「共に」と「まる」い思いやりの気持ちから。

目次

基本理念・市の責務	3	子どもと関わる者の役割	7
市民等の役割	4	地域の連携・協働	8・9
事業者の役割	5	条例全文	10・11
医療・介護関係者の役割	6	相談窓口	裏表紙

認知症があってもなくても、
誰もが安心して自分らしく
生きがいを持って
暮らせるまちへ。



オレンジ色は、
認知症啓発のシンボルカラーだよ！



認知症啓発活動の一環として、子どもたちと一緒にマリーゴールドの種を植える取り組みをおこなっています。

「新しい認知症観」

まずは知ろう！



「共に歩いていく思いやりのまち泉南市認知症条例」は、「新しい認知症観」に沿っています。
「新しい認知症観」とは、認知症になってからも本人が個性や能力を発揮することができ、住み慣れた地域で仲間等と暮らしながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

従来の認知症観

- 何もわからなくなる？
- 家族や周りに迷惑をかける？
- 認知症になったらおしまい？



新しい認知症観

- 認知症になっても、
やりたいことやできることがある
- 少しの手助けがあれば、
地域で自分らしく暮らし続けられる

基本理念

ここからは、認知症のある人*を
「本人」と表すよ！

認知症に関する全ての取組みに共通する理念です



*認知症と診断
されているかどうかは
問いません。



認知症の有無にかかわらず、
地域社会の **一人一人の思いが大切にされる**



誰もが生きがいを持ち、
自分らしい人生を送ることができる



本人やその家族等の声 が尊重される

「家族等」には、本人と日常生活において
密接な関係を有する方を含みます。



認知症に関する知識だけでなく、
個々の **本人への理解を深める**



本人と共に、
本人にとっての暮らししていく上での
障壁を取り除く

市の責務

本人・家族等の声を聴き、
施策に反映

子どもの頃から認知症の理解を深める
機会をつくる

相談窓口の設置・普及

庁内で連携しながら、
時代に合わせて認知症施策を継続

市民等のみなさんにお願いしたいこと

「市民等、は、泉南市内に在住の方、通勤・通学している方です（本人・家族を含む）」

認知症について 理解を深める

泉南市の「**認知症サポーター養成講座**」を受けよう

認知症についての
新しい情報に触れよう

本人への理解を深める

認知症があっても、その人はその人。

「**本人らしさ**」、**性格や好み**、
これまでの**経験**など、
「**人**」への**理解**を深めよう

認知症サポーターは、認知症のある人を優しく見守る人。
講座では、認知症のことや本人・家族の気持ちを伝えているよ。



孤立しない地域づくり

近所の人を気に掛ける。
ちょっとした**挨拶**、**声掛け**をする。

ものの忘れを指摘して、**不安にさせない**。

相手の話を否定せず、
そのまま受け止めながら話を聴く。

希望や思いを伝える

「**どう生きたい**」「**どんな地域にしたい**」
家族や地域に伝えよう

「私なんか…」
「言ったら迷惑をかける…」
と思わずに。

希望を持っていいんだよ。
堂々と発信できる地域にしていこう！

認知症は誰にとっても
身近なこと。
“ひとごと”じゃなく、
“**じぶんごと**”
と思おう！



さ・ら・に！
ステップアップ！

他にもこんな行動で地域に関わってみましょう！

- さらに学ぶ！ → 認知症サポーターステップアップ講座を受ける
- 本人に関わる・支える → 認知症カフェに行く・ボランティアとして関わる
- 地域を支える → 見守り活動をする・サロン活動に関わる

認知症カフェについて詳しくはP.9



本人も参加してね



事業者のみなさんをお願いしたいこと

事業者、は、泉南市内で活動する企業・団体です
(働く人は前ページの「市民等」の役割も持ちます)

若年性認知症を含めた 認知症への理解

働き続けられる ための配慮

社員研修に**認知症の理解**を取り入れる

泉南市の「企業向け認知症サポーター
養成講座」を受けてみよう！

介護離職とならないよう配慮をする

社員が認知症になっても、**働き続けられる**ように配慮する



知っておこう

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症の総称です。

高齢者の認知症との違いを認識し対処することが求められます。

働き盛りの世代に発症するため、経済的な問題や子育て、介護などが重なりやすく、事業者として本人と話し合うことが大切です。仕事の継続、収入面などで、利用できる公的制度もあります。

❗ 違和感を感じた場合は、早めに専門機関を受診しましょう。

市の相談窓口を活用してね
相談窓口は裏表紙➡



本人が店舗やサービスを利用する場合に、

本人の気持ちに配慮した対応をする

たとえば、こういうことが本人の助けになるよ！



ゆっくり会計ができる

少しの手伝いをしてもらえる
(自分でできることは自分でする)

操作をわかりやすく表示した案内を
見やすい位置に貼っておく

なじみの職員が対応する

少し離れて見守る

普段から家族や地域包括支援センターと
連絡を取り合える関係をつくっておき、
本人も家族も安心して
店舗やサービスを利用できる体制を整える

大切！

医療・介護に関わるみなさんに お願いしたいこと

泉南市内の医療機関・介護事業所の専門職や職員の方です
(前ページの「市民等」の役割、組織としては「事業者」の役割も持ちます)

認知症のある方への
より専門的な支援方法
を学ぶ

本人の意向、感情、価値観
を最大限尊重した医療・ケアの提供
(パーソン・センタード・ケア など)

認知症の症状にかかわらず、
本人には意思があるという前提に立つ

お互いのことを知り、ともに楽しく過ごす。 **大切!**
一緒に経験する。

本人の意思を踏まえ、本人が信頼する人、地域の関係者と共に
チームとなって継続的に必要な支援を行う

ここがポイント

意思決定支援

本人が自分で自分のことを決めるにあたり、その人の思い（意思）に合わせた支援を行うこと

1 人的・物的環境の整備

なるべく本人が慣れた場所、安心できる環境で
本人の意思を尊重する姿勢で

2 意思形成の支援

本人に理解しやすい説明
オープンな質問で
言葉だけでなく、文字にしたり、図や表を使う

3 意思表明の支援

非言語コミュニケーションから汲み取る
決断を焦らせない
重要な決断には時間を置いて再確認

4 意思実現の支援

本人の能力を活かして実現することを支援

日常の場面でも実践しよう！

写真付きのメニューにするなど



すぐに決められるものもあれば、十分な情報や時間が必要な場合もあります。また、あまり多くの人に知られたくないことや、反対に、周囲の意見を聞いて決めたいこともあります。

全ての認知症のある人が意思決定支援を必要としているわけではないことに留意しましょう。

市民等や事業者からの
認知症に関する
相談に応じる

国、大阪府、泉南市の
認知症施策に
協力する

関係機関と連携

関係機関とは、行政・地域包括支援センター・かかりつけ医・
病院の相談員・その他本人に関わる多職種 などです。

活動しています！

認知症地域支援推進員

泉南市の認知症施策の推進役。地域包括支援センター等に配置されています。

医療・介護
支援ネットワーク構築

認知症カフェなどの
居場所づくり

認知症のある人や家族への
相談支援

子どもと関わるみなさんに お願いしたいこと

(市内在住・在勤の方は、前ページの「市民等」の役割も持ちます)

子どもを見守るすべての方



注目！

保護者、市内の保育士、教員、留守家庭児童会（学童）の指導員、
塾講師、習い事の先生、登下校時の見守りをする人などを含みます。

子どもの家族等が認知症の場合に、

気づき、声をかけ、
手を差し伸べること

相談窓口へつなぐ

相談窓口は裏表紙へ



子どもが「誰かに頼ってもいいんだ」
「自分は一人じゃない」と思える地域にしていこう



知ってる？

ヤングケアラー

本来おとなが担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者のこと。学業や友人関係、就職などに影響が出る場合があります。

市の認知症施策に関わる方、学校等

認知症について 理解を深める

子ども向けの認知症サポーター養成講座では、
紙芝居や劇などを取り入れているよ！



子どもと高齢者 多世代交流

子ども、本人、地域の方の
交流の機会を持ちましょう。



昔の遊び体験



一緒にやろうよ!



地域の連携・協働

市、市民等、事業者、医療・介護関係者、子どもと関わる方がともに取り組みます

地域全体が認知症について正しく理解し、
本人・家族の気持ちを考えられる

本人・家族にとって必要な
医療・介護が提供される

本人のできること・やりたいことが尊重される

本人・家族にとって

必要な支援が行われる

本人の声

先回りしたり、心配し過ぎる声かけは、
かえって不安になってしまいます。
「ダメだよ」と否定する言葉ではなく、
「一緒にやろうよ」「見守っているよ」
という前向きな声かけをしてほしいです。

本人が望むなら、できることは一人で
させてあげてください。本人の希望や
やりたいことを上手に聞き出してあげて
ほしいです。

(条例制定記念シンポジウム(令和7年10月4日)
より要約して引用)

支援する側・される側
という関係を超えて、

互いに助け合い、
共に生きる関係へ

繰り返し学び直せる

講座だけでなく、認知症カフェなどの場でも
学ぶことができるよ



認知症の知識だけでなく、
本人への理解が深まる**気づきの機会**も
大切だよ

チームオレンジ・認知症カフェなどの場で、
学びを他者へ伝える

子どもの頃から認知症について学ぶ機会
を設け、数年ごとに**学び直し**ができる

認知症のこと

認知症サポーターステップアップ講座で
さらに深く学ぶ

認知症カフェなど、
日常とは異なる場所で、
本人の知らなかった一面に**出会う**

本人のこと

本人・家族と接することで
理解が深まる

安心して外出できる

必要なサポート
を受けられる

市内各地にチームオレンジが整備される

少しの助け合いで自分らしく
暮らし続けられる

地域において把握した、本人・家族のニーズ
に応える具体的な活動に繋がられる

活動しています！

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面、生活面を支援するための地域のボランティアチーム。認知症サポーターステップアップ講座を修了した方を中心にチームが組まれています。

(活動の例) 見守り・声掛け、話し相手、外出支援、認知症カフェの同行・運営参加、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介 など

チームによってさまざまな活動をしているよ！
地域包括支援センターなどが窓口となって支援に繋いでいるよ。



新たな人と人との つながりが生まれる

本人ができること・やりたいことをして
生き生きと暮らす

認知症になっても自分らしく生きることが
当たり前だという意識が広がる

その姿や経験を次世代に伝える

人と人とのつながりが生まれる



本人の経験として、認知症のことだけでなく、これまでの人生経験や仕事で培った経験なども、子どもたち・若い世代へ伝えてほしいんだ！

地域全体が「共に歩んでいく思いやりのまち」へ

広がっています！

認知症カフェ

認知症のある人とその家族、地域住民などが気軽に参加でき、
本人・家族同士の情報交換や交流、専門職への相談等もできる場所です。
開催日時や場所などの詳しい情報は裏表紙のQRコードから



誰でも
気軽に
来てね！



わいわい！



共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例

泉南市は、地域社会の一人一人が認知症を正しく理解することを目指し、「忘れてもだいじょうぶ 安心と 思いやりのまち せんなん」を標語に掲げ、子どもから大人までのすべての人が思いやりの気持ちを持つことができるよう、啓発活動を中心に様々な認知症施策を続けてきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、泉南市においても、より一層、共生社会の実現に向け、認知症施策を持続的かつ発展的に推進していかなければなりません。認知症の有無にかかわらず、全世代が希望を持って暮らし、さらに地域社会に「共に歩んでいく」という意識が根づくことを目指し、生きがいを持って誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び日常生活において子どもと関わる者（以下「子どもと関わる者」という。）の役割を明らかにすることにより、認知症施策の推進及び認知症に関する理解を図り、もって認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の思いが尊重され、生きがいを持って安心して自分らしく暮らせる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民等 泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者をいう。

- (3) 事業者 泉南市内で事業又は活動を行う者をいう。
- (4) 家族等 本人の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体をいう。
- (6) 関係機関等 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他認知症に関する支援活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 認知症の有無にかかわらず、地域社会の一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。
- (2) 本人及び家族等の声を尊重したものであること。
- (3) 認知症に関する知識及び個々の本人についての理解を深めるものであること。
- (4) 本人と共に、本人にとっての暮らししていく上での障壁を取り除いていくものであること。

（市の責務）

第4条 市は、次に掲げる事項を責務とする。

- (1) 本人及び家族等の生活の実情並びに希望及び思いを把握し、継続的に事業の内容の検討を行うこと。
- (2) 本人及び家族等並びに市民等と対話する機会を継続的に確保し、相談窓口の設置及び普及を行うこと。
- (3) 本人の生活に関係する行政部署間で横断的に連携及び協働を推進すること。
- (4) 学校等と連携し、子どもへの認知症に関する普及啓発を行うこと。
- (5) 必要な認知症施策を総合的かつ計画的に実施し、持続的かつ発展的に推進すること。

条例制定までの道のり

本人・家族、地域の皆様、関係者の皆様の声を集めて検討を重ねました。



(市民等の役割)

第5条 市民等は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人に関する理解を深めるよう努めること。
- (2) 認知症を身近なこと及び自分ごととして捉えるよう努めること。
- (3) 本人が孤立しない地域づくりに努めること。
- (4) 行政や地域社会に向けて希望及び思いを伝える等で、地域社会の一員として、認知症になってからも安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに参画するよう努めること。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 自らが雇用する者が認知症に関する理解を深める機会を設け、本人にとって望ましい配慮ができるよう努めること。
- (2) 本人を含む顧客及び市民等と対話する機会を設け、そこで得た声に基づいて、本人がその事業を利用する場合において障壁となるものを、可能な限り、取り除いていくよう努めること。
- (3) 自らが雇用する者及びその家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、事業の遂行に支障のない範囲で雇用の継続に配慮するよう努めること。
- (4) 前3号を行うに当たり必要な場合は、市及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携するよう努めること。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割)

第7条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人に対する適切な支援の方法の習得に努めること。
- (2) 本人の判断能力の程度によらず、本人の意向

及び本人の最善の利益を尊重した支援を行うこと。

(3) 市民等及び事業者から、認知症に関する相談があった場合は、可能な限り応じ、又は必要に応じて関係機関等と連携するよう努めること。

(4) 国、大阪府及び市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

(子どもと関わる者の役割)

第8条 子どもと関わる者は、子どもの家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、子どもにとって必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

2 子どもと関わる者のうち、市の認知症施策に関わる者と学校等は、子どもと高齢者の交流の機会及び認知症に関する理解を深める機会を設け、子ども、本人及び市民等が協働する機会の創出に努めるものとする。

(地域の連携及び協働)

第9条 市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもと関わる者は、次に掲げる事項について、連携し協働するよう努めるものとする。

- (1) 本人及び家族等にとって必要な支援を行うこと。
- (2) 市民等の孤独及び孤立を防ぐために、認知症になってからも安心して外出できるよう必要な仕組みを地域に作ること。
- (3) 認知症に関する知識及び本人に関する理解について繰り返し学び直すことができる機会を創出すること。
- (4) 本人の意欲及び経験を尊重するとともに、本人が個性及び能力を発揮し、自らの経験を次世代に伝え、新たな人と人とのつながりを生み出す機会を確保すること。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

泉南市ウェブサイト掲載中！

条例についてもっと知りたい

条例検討過程



条例制定記念
シンポジウム



泉南市の認知症関連施策を知りたい

もの忘れ検診



認知症総合支援事業

- ・ 認知症カフェ
- ・ 認知症初期集中支援
- ・ 認知症ケアパス 等



認知症カフェの
情報はこちら！



ヤングケアラーについて

ヤングケアラー支援
について
・ ヤングケアラーとは
・ 相談窓口



厚生労働省の認知症施策、
「共生社会の実現を推進
するための認知症基本法」
についてはこちら



医療機関検索はこちら

大阪府医療情報ネット
(ナビイ)



認知症の人にやさしい取組みを行う
事業所を知りたい

大阪府認知症サポート事業所
検索システム



認知症の相談窓口

国道26号より山側（幡代を除く）
にお住まいの方

泉南市地域包括支援センター
六尾の郷

（所在地）泉南市信達金熊寺130番地

☎072-484-8668

国道26号より海側と幡代
にお住まいの方

泉南市地域包括支援センター
なでしこりんくう

（所在地）泉南市りんくう南浜3番地の7

☎072-485-2882

高齢者とその家族のための総合相談窓口です

地域包括支援センターについて詳しくはこちら（泉南市ウェブサイト）



発行日

令和8年（2026年）6月

発行

泉南市

問い合わせ先

泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課

（TEL） 072-483-8254

（E-mail） kaigo@city.sennan.lg.jp

最後まで見てくれて
ありがとう

